

## （合）商大グリーンツーリズム 国内「受注型企画旅行契約」取引条件説明書

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

### 1.受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」(以下「契約」という)とは、(合)商大グリーンツーリズム(以下「当社」という)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

### 2.契約の申込み

(1)当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申込みとのお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出して頂きます。

(2)当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定に関わらず、会員番号を通知しなければなりません。

(3)当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行の申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものと看做します。

(4)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(5)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い又は将来負うことが予想される債務又は義務について、何らの責任を負うものではありません。

(6)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者と看做します。

(7) 身体に障害をお持ちの方 健康を害している方 妊娠中の方 補助犬使用者の方 その他の特別の配慮を必要とする方は、その旨を申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

### 3.契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1)当社の業務上の都合があるとき。

(2)通信契約を締結しようとする場合であって、お客様が所有するクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(3)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。

### 4.契約の成立時期

(1)契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

(2)当社は契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。

(3)申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

(4)通信契約は前項(1)の規定に関わらず、当社がお客様の承諾の通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

### 5.契約書面の交付

(1)当社は、受注型企画旅行契約の成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

(2)契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

### 6.確定書面

(1)契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。

(2)前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

(3)確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

### 7.旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

(1)旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までに支払い下さい。

(2)利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において、有効に公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は、旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

(3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

### 8.契約内容の変更

(1)お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。

この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者に予め速やかに当該事由が関与し得ないもので

ある事由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

### 9.お客様の交替

(1)当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

(2)お客様は、前項に定める当社の承諾を求めるときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の手数料とともに当社に提出しなければなりません。

(3)第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

### 10.お客様からの旅行契約の解除

(1)お客様から企画料金又は取消料をいただく場合

お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。当社の責任とならないローンの手続き等の事由により取消す場合も、企画書面記載の企画料金又は取消料をいただきます。

(2)お客様からの企画料金又は取消料をいただかない場合、次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。

旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

・旅行開始日又は終了日の変更

・入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更

・運送機関の種類又は会社名の変更

・運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更

・本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更

・宿泊機関の種類又は名称の変更

・宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除く)

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

当社の責に帰すべき事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず、契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。

当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から料サービスに対して、取消料、違約料、その他既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではないときに限る)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### 11.当社からの旅行契約の解除

(1)旅行開始前

お客様が企画書面に記載する期日までに旅行代金の支払いがない時は、当該期日の翌日においてお客様が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。

・お客様が、病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

・お客様が、他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。

・お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

・スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって、契約の際に明示したものが成就しない恐れが極めて大きいとき。

(2)旅行開始後

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうち、お客様が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料、その他の既に支払い又はこれから支払わねばならない費用に係る金額を差し引いて払い戻します。

・お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

・お客様が旅行を安全且つ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、または、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全且つ円滑な実施を妨げるとき。

・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

(3)当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担により、出発地に戻るために必要な手配を引き受けます。

### 12.添乗サービス

(1)当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は旅行代金に含むものとします。

(2)添乗サービスの内容は、原則として、旅行日程上 団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時とします。

### 13.当社の責任

(1)当社は、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害を賠償します。

## (合) 商大グリーンツーリズム 国内「受注型企画旅行契約」取引条件説明書

(2) 旅行者が、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は当社の手配代理者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

### 14. 特別補償

当社は、お客様が当該旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物が被った一定の損害について、旅行業約款 特別補償規程により、以下の金額の範囲において補償金又は見舞金を支払います。

(1) 死亡補償金：1,500万円

(2) 入院見舞金：2～20万円

(3) 通院見舞金：1～5万円

(4) 携行品損害補償金：1名につき15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします)

当該受注型企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時による)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については補償金及び見舞金の支払いが行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

### 15. 旅程保証

(1) 旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除く。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外になります。

(2) 変更補償金の額は、お客様一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。

又、変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了の変更	1.5	3.0
(2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る)	1.0	2.0
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の変更	1.0	2.0
(8) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

### 16. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により、当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければならない。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他受注型企画旅行契約の内容について、理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### 17. 事故等の申し出について

旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい(万が一、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい)。

### 18. 個人情報の取扱いについて

旅行申込書に記入された、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メール・アドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当します。当社は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

(1) 当社は、お客様が申込みされた旅行サービスを手配するために必要な範囲で、情報を利用いたします。また、当社は、旅行サービス提供機関に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び現地滞在先などを予め電子的方法等で送付することによって提供します。この他、将来お客様へより良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品やサービス、キャンペーン情報などのご案内、アンケートや旅行参加後の感想の提供を依頼、統計資料の作成などにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、下記の場合を除き、お客様からお預かりした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。

・お客様ご本人の同意がある場合。

・旅行サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合。

・法的な命令などにより個人情報を開示・提供を求められた場合。

(3) 当社は、旅行添乗業務、空港カウンター業務、保管・廃棄業務などといった、お客様からお預かりした個人情報の一部又は全部を含む業務を他社へ委託する場合、個人情報の安全な取扱いができる企業を選定した上で、情報を預け、定期的な監督を行って参ります。

(4) お客様からご提供いただけない個人情報が、旅行サービス手配に必要な不可欠な情報である場合、申込みをお断りする場合があります。

(5) 当社が保有する個人データの開示、削除、利用停止、その他個人情報保護に関する、ご質問、ご意見

については、個人情報管理責任者までご連絡下さい。

(6) 個人情報管理責任者：代表社員 TEL/FAX 0123-76-7072

### 19. 約款準拠

当該「受注型企画旅行契約」取引条件説明書面に記載ない事項は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。

旅行企画・実施

合同会社 商大グリーンツーリズム <北海道知事登録旅行業 第3-680>

〒069-1513 北海道夕張郡栗山町朝日3丁目97番地 TEL 090-4873-0043 TEL/FAX 0123-76-7072

E-mail : [uesaka@ivy.ocn.ne.jp](mailto:uesaka@ivy.ocn.ne.jp)

HP : <http://www.southern-sorachi.com>

営業時間：9:00～18:00(年中無休・年末年始を除く)